

運転代行料金表

1. 基本料金
距離料金 10 km まで 6,000 円
時間料金 40 分 まで無料
2. 加算距離料金
11 km 以上 20 km まで 1 km 毎に 400 円
21 km 以上 40 km まで 1 km 毎に 300 円
3. 以降加算距離
41 km 以降 1 km 毎に 200 円
4. 以降加算時間
40 分以降 5 分毎に 500 円
5. 深夜・時間外・土日祝祭日料金
 - ①深夜：午前 1 時から午前 4 時まで
基本距離料金 15 km まで 8,000 円
 - ②時間外：午前 4 時から午後 7 時まで
基本距離料金 25 km まで 11,500 円
 - ③土日祝祭日：土曜日午前 4 時から休日の終日及びその翌日午前 4 時まで
基本距離料金 25 km まで 11,500 円
6. 受託代行保険料
300 円
7. 予約取り消し料金
基本距離料金と時間料金を併せた全額
8. 出張料金
足立区・葛飾区・江戸川区を含む23区外からの出発迎車料金 営業地区以降 10 km 毎に 1,000 円
9. 料金の算出方法
代行運転自動車の距離計及び業務開始時から業務終了時までの所要時間距離料金及び時間料金を合算した併用料金
10. 料金の收受方法
業務終了時に收受する

自動車運転代行業約款の概要

1. 当社は国土交通大臣の定める標準自動車運転代行業約款(告示第 455 号)に従い、代行運転役務の提供に係る契約を行います。(約款第 1 号)
2. 運転代行料金は、営業所に掲示した料金表に従い、代行運転役務の終了の際にお支払いいただきます。
3. 当社のお客様並びに第三者の方への責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車に始まり、下車をもって終わります。(約款第 6 条、第 7 条)
4. 代行運転役務の提供中は、当社の運転代行業務従事者の職務上の指示に従っていただきます

す。

5. 次の場合は、代行運転役務提供又は継続をお断りすることがあります。
 - ① 代行運転役務の提供が標準自動車運転代行業約款によらないものであるとき
 - ② 代行運転自動車がないときや、役務の提供に特別な負担を求められたとき
 - ③ 利用者に代行運転自動車の使用権限がないとき並びに交通に支障のある故障者等及び違法改造をした自動車であるとき
 - ④ 代行運転役務の提供が公序良俗に反しているときや天災地変等による支障があるとき
 - ⑤ 利用者が当社の運転代行業務従事者の運転役務の提供に支障をきたす行為を行われたとき若しくは安全確保の支持に従わなかったとき並びに泥酔等により行き先を明瞭に告げられないとき(約款第 4 号)
 - ⑥ 当社は、天災その他当社の責に帰すことのできない事由により、利用者が受けた損害を賠償する責めに任じません。又、利用者の故意若しくは過失により生じた損害については、その利用者に、その損害を求めることがあります。(約款第 8 条、第 9 条)
 - ⑦ 随伴用自動車でのタクシー行為は行いません
 - ⑧ 当社は、当社の随伴用自動車を利用して、道路運送法に規定する有償で行われるタクシー行為並びに有償で行うことが禁止されている自家用自動車(随伴用自動車)での運送行為は行いません。(道路運送法第 2 条第 3 項、同法第 4 条、同法第 43 条、同法第 80 条)